

メソトリオン(Mesotrione)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリケトン系除草剤 感受性植物(一年生雑草全般)のカロチノイド生合成系に關与する酵素(4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ)を阻害することにより、白化症状を発現させて、枯死に至らしめるものと考えられている。										
適用作物／適用雑草名等	農薬登録申請:とうもろこし、稲／一年生広葉雑草、マツバイ等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてとうもろこし、アスパラガス、ベリー類等に、カナダにおいてクランベリー等に、ニュージーランドにおいてとうもろこしに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.003 mg/kg 体重/day [設定根拠] 3世代 繁殖試験(ラット・混餌) 無毒性量 0.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	1.3	幼小児(1~6歳)	2.4	妊婦	0.9	高齢者(65歳以上)	1.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	1.3										
幼小児(1~6歳)	2.4										
妊婦	0.9										
高齢者(65歳以上)	1.3										
意見聴取の状況	平成21年7月28日に在京大使館への説明を実施 平成21年9月24日~同年11月23日 WTO 通報 実施 (意見の有無について連絡待ち) 平成21年10月14日~同年11月12日 パブリックコメント実施 (意見なし)										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.01		申			<0.002 (#), <0.002(#)
とうもろこし	0.01	0.01	申		0.01 米国 Corn grain カナダ Field corn NZ Maize	<0.002, <0.002
その他の穀類	0.01				0.01 米国 Oat, Sorghum, Millet grain	【米国】<0.01 (n=12~16(#))
さとうきび	0.01				0.01 米国 Sugar cane	【米国】<0.01 (n=8(#))
アスパラガス	0.01				0.01 米国 Asparagus	【米国】<0.01 (n=8)
オクラ	0.01				0.01 米国 Okura	【米国】<0.01 (n=3(#)-5)
ラズベリー	0.01				0.01 米国 Berry group	【米国】<0.01 (n=3)
ブラックベリー	0.01				0.01 米国 Berry group	【米国】<0.01 (n=1)
ブルーベリー	0.01				0.01 米国 Berry group	【米国】<0.01 (n=6)
クランベリー	0.01	0.01			0.02 ^{注)} 米国 Cranberry 注) 2010年12月までの期限付きの基準 0.01ppm (Berry and Small Fruit Crop group 13-07) カナダ 0.01 ppm	【米国】<0.01(#)(n=5)
その他のベリー類果実	0.01				0.01 米国 Berry group	【米国】Berry groupを参照
その他のオイルシード	0.01				0.01 米国 Flax seed	【米国】<0.01 (n=5)
その他のハーブ	0.01				0.01 米国 Rhubarb	【米国】<0.01(#)(n=4)
牛の筋肉		0.01	—		0.01 カナダ Meat and Meat byproducts of cattle, goats, hogs, horses, sheep	注) カナダの規制対象は炭水化合物
豚の筋肉		0.01	—			
その他の陸生哺乳類に属する動物の筋肉		0.01	—			
牛の脂肪		0.01	—			
豚の脂肪		0.01	—			
その他の陸生哺乳類に属する動物の脂肪		0.01	—			
牛の肝臓		0.01	—			
豚の肝臓		0.01	—			
その他の陸生哺乳類に属する動物の肝臓		0.01	—			
牛の腎臓		0.01	—			
豚の腎臓		0.01	—			
その他の陸生哺乳類に属する動物の腎臓		0.01	—			
牛の食用部分		0.01	—			
豚の食用部分		0.01	—			
その他の陸生哺乳類に属する動物の食用部分		0.01	—			
乳		0.01	—	0.01 カナダ Milk		
鶏の筋肉		0.01	—	0.01 カナダ Meat and Meat byproducts of poultry		
その他の家禽の筋肉		0.01	—			
鶏の脂肪		0.01	—			
その他の家禽の脂肪		0.01	—			
鶏の肝臓		0.01	—			
その他の家禽の肝臓		0.01	—			
鶏の腎臓		0.01	—			
その他の家禽の腎臓		0.01	—			
鶏の食用部分		0.01	—			
その他の家禽の食用部分		0.01	—			
鶏の卵		0.01	—	0.01 カナダ Eggs		
その他の家禽の卵		0.01	—			

平成17年11月29日 厚生労働省告示 第499号において設定された基準値(暫定基準)については、網をかけて示した。

(注)これらの作物残留試験の一部は、申請の範囲内で試験が行われていない。
米国 Berry groupの代表農産物は、ブラックベリー又はラズベリー及びブルーベリー。

注) EUでは、農作物について、メトリオンと代謝物MNBAの和として、分析上の限界値(Lower Limit of Analytical Determination 0.05~0.1 ppm)が基準値として設定されている。

畜産物については、基準値は設定されていない。

カナダ、NZでは、基準値が設定されている上記以外の農産物について、0.1 ppmをDefault MRLとして設定している。

メトリオン

食品名	残留基準値 ppm
米	0.01
とうもろこし	0.01
その他の穀類 (注1)	0.01
さとうきび	0.01
アスパラガス	0.01
オクラ	0.01
ラズベリー	0.01
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	0.01
クランベリー	0.01
その他のベリー類果実 (注2)	0.01
その他のオイルシード (注3)	0.01
その他のハーブ (注4)	0.01

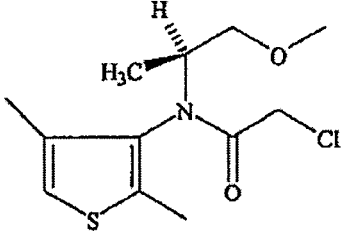
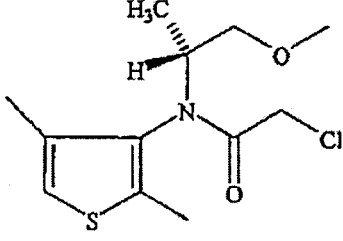
(注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注3) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニバナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

(注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ジメテナミド(Dimethenamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請※に伴う要請及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。(※「我が国の登録状況」欄 参照)										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>S体</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>R体</p> </div> </div> <p>「ジメテナミド P」は、原体の規格として S 体の含有量が 93.0%以上</p>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオフェン環を有する酸アミド系除草剤である。雑草の幼芽部及び幼根部より吸収され、超長鎖脂肪酸の生合成を阻害することにより作用するものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	(既登録剤及び新規登録剤ともに)キャベツ、たいず、とうもろこし等／一年生雑草 インポートトレランス申請: かぶ、ホップ／一年生広葉雑草等										
我が国の登録状況	本化合物のラセミ体(S体とR体の比率が50:50)である「ジメテナミド」については、平成8年に既に農薬登録がなされている。今回、S体の比率を高めた化合物について「ジメテナミド P」として新たに農薬登録申請がなされた。										
諸外国の状況	ばれいしょ、畜産物等に国際基準が設定されている。米国において大豆、かぶ、ホップ等に、カナダにおいてキャベツ、豆類等に、EUにおいててんさい等に、オーストラリアにおいてとうもろこし、畜産物等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.038 mg/kg 体重/day [設定根拠] 94週間 発がん性試験(マウス・混餌) 無毒性量 3.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児(1~6歳)	1.0	妊婦	0.4	高齢者(65歳以上)	0.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児(1~6歳)	1.0										
妊婦	0.4										
高齢者(65歳以上)	0.4										
意見聴取の状況	平成21年11月5日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大麦		0.1					
ライ麦		0.1					
とうもろこし	0.05	0.1	○・申	0.01	0.02	カナダ	<0.01,<0.01/<0.01,<0.01
そば		0.1					
その他の穀類	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
大豆	0.05	0.1	○・申	0.01	0.02	カナダ	<0.01,<0.01/<0.01,<0.01
小豆類		0.01			0.02	カナダ	
らつかせい	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
ばれいしょ	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01			0.01	アメリカ	
かんしょ	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
やまいも(長いもをいう。)		0.01			0.01	アメリカ	
その他のいも類		0.01			0.01	アメリカ	
てんさい	0.05	0.01	申	0.01	0.01	アメリカ	<0.01(#), <0.01(#)
かぶ類の根	0.01		IT		0.01	アメリカ	【<0.01(#)(n=18) 米国かぶ(根部)】
かぶ類の葉	0.1		IT		0.1	アメリカ	【<0.01-0.093(n=18) 米国かぶ(地上部)】
西洋わさび		0.01			0.01	アメリカ	
はくさい		0.1					
キャベツ	0.05	0.1	○・申		0.01	カナダ	<0.01(#), <0.01(#)
芽キャベツ		0.1					
たまねぎ	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
にんにく	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
その他のゆり科野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01			0.01			
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01			0.01			
しろりり	0.01			0.01			
すいか	0.01			0.01			
メロン類果実	0.01			0.01			
まくわうり	0.01			0.01			
その他のうり科野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
しょうが		0.01			0.01	アメリカ	<0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#)
えだまめ	0.05		申		0.01	アメリカ	
その他の野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
ホップ	0.05		IT		0.05	アメリカ	【<0.05(n=6) 米国ホップ(乾燥花序)】
その他のスパイス		0.01					
その他のハーブ		0.01					
牛の筋肉	0.01			0.01			
豚の筋肉	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01			
牛の脂肪	0.01			0.01			
豚の脂肪	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01			
乳	0.01			0.01			
鶏の筋肉	0.01			0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01			
鶏の脂肪	0.01			0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01			
鶏の肝臓	0.01			0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01			
鶏の腎臓	0.01			0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01			
鶏の食用部分	0.01			0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01			
鶏の卵	0.01			0.01			
その他の家きんの卵	0.01			0.01			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

ジメテナミド

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.05
大豆	0.05
ぼれいしよ	0.01
かんしよ	0.01
てんさい	0.05
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.1
キャベツ	0.05
たまねぎ	0.01
にんにく	0.01
その他のゆり科野菜 ^(注1)	0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.01
しろうり	0.01
すいか	0.01
メロン類果実	0.01
まくわり	0.01
その他のうり科野菜 ^(注2)	0.01
えだまめ	0.05
その他の野菜 ^(注3)	0.01
ホップ	0.05
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注4) の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^(注5) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

※今回基準値を設定するジメテナミドとは、S体とR体の和をいう。

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

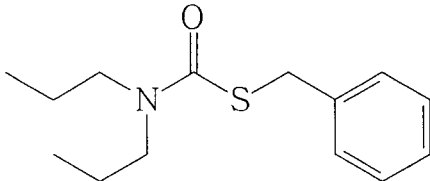
注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

プロスルホカルブ (Prosulfocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオカーバメート系の除草剤 主に脂質生合成系(超長鎖脂肪酸生合成系)を阻害することにより、生体膜変性を誘起し、細胞分裂に影響を与えて雑草を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用品害虫等	農薬登録申請； 小麦、大麦／一年生雑草										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいて、にんじん、たまねぎ、セロリ等に、オーストラリアにおいて、大麦、小麦、畜産物に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.019 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI／ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="561 1518 1407 1780"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	0.6	幼小児(1～6歳)	1.4	妊婦	0.6	高齢者(65歳以上)	0.4
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	0.6										
幼小児(1～6歳)	1.4										
妊婦	0.6										
高齢者(65歳以上)	0.4										
意見聴取の状況	平成 21 年 10 月 2 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

プロスルホカルブ

(別紙1)

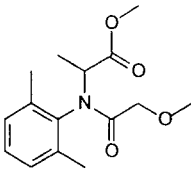
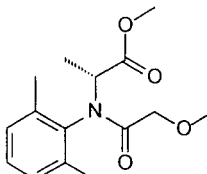
農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05		申			<0.01,<0.01
大麦	0.05		申			<0.01,<0.01

答申 (案)

プロスルホカルブ

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05

メタラキシル及びメフェノキサム(Metalaxyl and Mefenoxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請※に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。 (※「我が国の登録状況」欄 参照)										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>メタラキシル</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>メフェノキサム(メタラキシルM)</p> </div> </div> <p>「メフェノキサム」はメタラキシルMの別名である。メタラキシルは、D体とL体の2つの鏡像異性体を1:1の割合で含有するラセミ体とされる。2つの鏡像異性体のうち、殺菌活性を示すのは主にD体とされ、D体がメタラキシルMと称される。</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	酸アミド系殺菌剤 菌糸伸長及び胞子形成を阻害することで、特に卵菌綱ツユカビ目の糸状菌に対して防除効果を有するとされる。										
適用作物／適用病害虫等	(既登録剤及び新規登録剤ともに)ばれいしょ、トマト、きゅうり等／疫病、べと病等										
我が国の登録状況	本化合物のラセミ体(D体とL体の比率が50:50)である「メタラキシル」については、昭和59年に既に農薬登録がなされている。今回、D体について「メタラキシルM」として新たに農薬登録申請がなされた。										
諸外国の状況	穀類、大豆等に国際基準が設定されている。米国において小豆類、ばれいしょ等に、カナダにおいて小麦、大豆等に、オーストラリアにおいて仁果実類、パイナップル等に、ニュージーランドにおいてベリー類等に、EUにおいてたまねぎ、かんきつ類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.022 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>64.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>29.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	31.6	幼小児(1~6歳)	64.4	妊婦	27.0	高齢者(65歳以上)	29.0
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	31.6										
幼小児(1~6歳)	64.4										
妊婦	27.0										
高齢者(65歳以上)	29.0										
意見聴取の状況	平成21年10月2日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm	
米 (玄米をいう。)	0.1	0.1	○・甲	0.05	0.1 Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	<0.01, 0.02
小麦	0.05	0.05		0.05	0.2 Codex Cereal grains カナダ Wheat	
大麦	0.05	0.05		0.05	0.1 Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	
ライ麦	0.05	0.05		0.05	0.1 Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	0.1 Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	
そば	0.05	0.05		0.05	0.1 Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	
その他の穀類	0.05	0.05		0.05	0.1 Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	
大豆	0.05	0.05	○	0.05	1 Codex Soya bean (dry) カナダ Soybeans	<0.005, <0.005
小豆類	0.2	0.1	○		0.2* 米国 Vegetable legume	0.014, 0.025 (あずき)
えんどう	0.2	0.1			0.2* 米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05~0.06 (#) (n=5) (インゲン)
そら豆		0.1			0.2 米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05~0.11 (#) (n=7)
らつかせい	0.1	0.1		0.1	0.2 Codex Peanut 米国 Peanut	
その他の豆類	0.2	0.1			0.2* 米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05 (n=4) (リマ豆)
ばれいしょ	0.3	0.3	○・甲	0.05	0.5* Codex Potato 米国 Potato	<0.05 (#), 0.06 (#), 0.11 (#), 0.16 (#)
さといも類 (やつがしらを含む)		0.5			0.5 米国 Vegetable root and tuber	
かんしょ		0.5			0.5 米国 Vegetable root and tuber	
やまいも (長いもをいう。)		0.5			0.5 米国 Vegetable root and tuber	
こんにやくいも	0.3	0.5	○		0.5 米国 Vegetable root and tuber	0.01, 0.06
その他のいも類		0.5			0.5 米国 Vegetable root and tuber	
てんさい	0.05	0.05		0.05	1 Codex Sugar beet カナダ Sugar beets	<0.01, <0.01
さとうきび	0.05	0.1	○			
だいこん類 (ラディッシュを含む) の根	0.2	2	○		0.5* 米国 Vegetable root and tuber	0.03, 0.05 【米国】 *0.23~0.57 (#) (n=3)
だいこん類 (ラディッシュを含む) の葉	0.2	2	○		15.0 米国 Leaves of root and tuber	0.04, 0.05 【米国】 *1.4~13.3 (#) (n=3)
かぶ類の根	0.3	2	○		0.5 米国 Vegetable root and tuber	<0.1, <0.1
かぶ類の葉	0.3	2	○		15.0 米国 Leaves of root and tuber	<0.1, <0.1
西洋わさび	0.2	2	○		0.5 米国 Vegetable root and tuber	<0.02, 0.03 (わさびだいこん)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		残留試験成績 ppm	
				国際基準 ppm	外国基準値 ※)		
					ppm		
クレソン		2			5	米国 vegetable leafy	0.020, 0.088
はくさい	0.3	2	○・申		0.3	豪州 Leafy vegetables Codex Cabbages head	
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5	2	カナダ Cabbages Codex Brussels sprouts	0.02, 0.06
芽キャベツ	0.2	0.2		0.2	2	米国 Brussels sprouts	
ケール		2			0.3	豪州 Leafy vegetables	0.20, 0.44
こまつな	1	2	○		0.1	米国 Vegetable brassica leafy	
きょうな	3	2	○		0.1	米国 Vegetable brassica leafy	1.02, 0.40 (みずな)
チンゲンサイ	2	2	○		0.1	米国 Vegetable brassica leafy Codex Cauliflower	0.52, 0.16
カリフラワー	0.5	0.5		0.5	2	カナダ Cauliflower Codex Broccoli	
ブロッコリー	0.5	2	○	0.5	2	米国 Broccoli	<0.1, <0.01
その他のあぶらな科野菜	0.7	2	○		5	米国 Mustard green	0.26, 0.25 (ひろしまな)
ごぼう		2			0.5	米国 Vegetable root and tuber	
サルシフィー		2			0.5	米国 Vegetable root and tuber	
アーティチョーク		2			0.5	米国 Vegetable root and tuber	
チコリ		2			1	EU Scarole	
エンダイブ		2			5	米国 Vegetable leafy	
しゅんぎく		2			5	カナダ Garland chrysanthemum	
レタス	2	2		2	5	Codex Lettuce head 米国 Lettuce head	
その他のきく科野菜		2			5	米国 Vegetable leafy	
たまねぎ	2	2	○・申	2		Codex Onion bulb	<0.01(#), <0.01(#)
					3	米国 Onion blub	【EU】<0.02 (n=4) 0.02(#), 0.03(#)
ねぎ (リーキを含む)	0.2	2	○・申		0.5	EU Onions	
					10	米国 Onion green	【EU】たまねぎを参照
にんにく	0.5	2			0.2	EU Spring onions (Welsh onions)	
にら		2			0.5	EU Garlic	
アスパラガス	0.05	0.05		0.05		Codex Asparagus 米国 Asparagus	ねぎを参照 (EU) <0.1, <0.1 (ちつきょう)
わけぎ	0.2	2			10	米国 Onion green	
その他のゆり科野菜	0.3	2	○		0.2	EU Spring onions (Welsh onions)	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm	
にんじん	0.05	0.05		0.05	Codex Carrot 米国 Vegetable root and tuber	<0.01, <0.01
パースニップ		2			0.5 米国 Vegetable root and tuber	
パセリ	2	2	○		0.5 米国 Vegetable leafy	0.40, 0.56
セロリ		2			5 米国 Vegetable leafy	0.74, <0.05
みつば	2	2	○			
その他のせり科野菜	1	2	○		5 米国 Vegetable leafy	0.15, 0.34 (せり)
トマト	2	2	○・申	0.5	Codex Tomato 米国 Vegetables fruiting	0.20, 0.66 (ミニトマト)
ピーマン	2	2	○・申	1	1 米国 Vegetables fruiting	【米国】<0.05~2.5(#)(n=6) 0.38(#), 0.05(#), 0.31(#), 0.60(#)
なす	1	2	○・申	1	1 米国 Vegetable fruiting	0.20, 0.50
その他のなす科野菜	1	2		1	1 Codex Peppers 米国 Vegetable fruiting	0.08, 0.05
きゅうり (ガーキンを含む)	1	2	○・申	0.5	1 Codex Cucumber, Gherkin 米国 Vegetable cucurbit	0.20(#), 0.50(#), 0.16(#), 0.39(#)
かぼちや (スカッシュを含む)	0.2	2	○	0.2	1 Codex Squash summer, Winter squash 米国 Vegetable cucurbit	0.05, 0.03
しろうり		2				
すいか	0.2	0.2		0.2	Codex Watermelon	<0.01, 0.02
メロン類果実	0.7	1	○・申	0.2	1 米国 Vegetable cucurbit	0.23(#), 0.01(#)
まくわうり		0.2			1 Codex Melons except watermelon 米国 Vegetable cucurbit	
その他のうり科野菜		2			1 米国 Vegetable cucurbit	
ほうれんそう	2	2	○	2	Codex Spinach	<0.1, 0.32
たけのこ		2			10 米国 Spinach	
オクラ	1	2	○			0.10, 0.34
しょうが	1	2	○			0.30, 0.31
未成熟えんどう	0.2	0.05		0.05	0.5 米国 Vegetable root and tuber Codex Peas shelled (succulent seeds)	
未成熟いんげん	0.2	2			0.2* 米国 Vegetable legume	【米国】<0.05~0.531(#)(n=8)
えだまめ	0.2	2			0.2* 米国 Vegetable legume	【米国】*0.52~0.86(#)(n=4)
					0.2* 米国 Vegetable legume	【米国】<0.05~0.11(#)(n=6) <0.005(#), <0.005(#)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm	
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		2 2 2				
その他の野菜	3	2	○		3* 米国 Genseng 5 米国 Vegetable leafy	【米国】 0.18~2.5 (n=13) (ジンセン) 0.26, 0.26 (うど)
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ (ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	1 1 2 1 2 1 1	○		1 米国 Fruit citrus 0.5 EU Lemons 1 米国 Fruit citrus 0.5 EU Oranges 1 米国 Fruit citrus 0.5 EU Grapefruit 1 米国 Fruit citrus 0.5 EU Limes 1 米国 Fruit citrus 0.5 EU Mandarins, Citrus fruit others	0.04(#), 0.02(#) (暫定基準値の1ppmは、以前設定されていた登録 保留基準を参照したもの(類型3-1)) (カナダのCitrus fruitsは残留データはなく、 他の国からの輸入品に使用されることに配慮し たものとされる。) 【米国】 0.44~0.94 (1982-1983年のデータ) 【EU】 0.08~0.41 (n=4) 【米国】 0.12~0.28 / 0.09~0.79 / 0.27~0.79 (1982-1983年のデータ) 【EU】 0.02~0.11 (n=4) 【米国】 レモン、オレンジを参照 【EU】 レモン、オレンジ、マンダリンを参照 【米国】 レモン、オレンジを参照 【EU】 レモン、オレンジ、マンダリンを参照 【米国】 レモン、オレンジを参照 【EU】 マンダリン 0.08~0.17 (n=4)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	1 1 1 1 1			1 EU Apples 0.2 濠州 Pome fruits 1 EU Pears 0.2 濠州 Pome fruits 1 EU Pears 0.2 濠州 Pome fruits 1 EU Quinces 0.2 濠州 Pome fruits 1 EU Loquat 0.2 濠州 Pome fruits	【EU】 <0.02(#)(n=4) (#)EU基準値との開きを考慮 (暫定基準値は、以前設定されていた登録保留基 準を参照したもの(類型3-1)) 【EU】 りんごを参照 【EU】 りんごを参照 【EU】 りんごを参照 【EU】 りんごを参照

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※ ppm	
もも	0.2	1			1* 米国 Fruit stone 0.2 豪州 Stone fruits	【米国】 * <0.05~*0.90 (#) (n=4) (#) GAPの4~8倍の処理を考慮
ネクタリン	0.2	1			1* 米国 Fruit stone 0.2 豪州 Stone fruits	【米国】 もも、アンズ、すもも、おうとうを参照
あんず (アプリコットを含む)	0.2	1			1* 米国 Fruit stone 0.2 豪州 Stone fruits	【米国】 * 0.49~0.82 (#) (n=2) (#) GAPの4~8倍の処理を考慮
すもも (ブルーンを含む)	0.2	1			1* 米国 Fruit stone 0.2 豪州 Stone fruits	【米国】 * 0.17~0.47 (#) (n=2) (#) GAPの4~8倍の処理を考慮
うめ		1				
おうとう (チェリーを含む)	0.2	1			1* 米国 Fruit stone 0.2 豪州 Stone fruits	【米国】 <0.05~*0.35 (#) (n=7) (#) GAPの4~8倍の処理を考慮
いちご	7	1	○		10* 米国 Strawberry	【米国】 0.93~4.5 (#) (n=8) 0.026, 0.146
ラズベリー	0.2	0.2		0.2	2 Codex Raspberries red black NZ Berries and other small fruits	
ブラックベリー	0.2	1		0.2	2 Codex Raspberries red black NZ Berries and other small fruits	
ブルーベリー	2	1			2* 米国 Blueberry	【米国】 <0.05~1.63 (#) (n=13)
クランベリー		1			4 米国 Cranberry	
ハックルベリー		1			2 NZ Berries and other small fruits	
その他のベリー類	0.2	1		0.2	2 Codex Raspberries red black 米国 Lingonberry -M NZ Berries and other small fruits	
ぶどう	1	1	○	1	Codex Grapes	0.15 (#), 0.14 (#)
かき		1			2 米国 Grape	
バナナ		1				
キウイ		1			0.1 米国 Kiwifruit -M	
パパイヤ		1			0.1 米国 Papaya (emergency exemptions) 0.1 米国 Papaya -M	
アボカド	0.2	0.2		0.2	Codex Avocado 米国 Avocado	
パイナップル		1			4 米国 Avocado 0.1 米国 Pineapple	
グアバ		1				
マンゴー		1			0.4 米国 Mango -M	
パッションフルーツ	0.2	1	○			<0.05, <0.05
なつめやし		1				
その他の果実		1			0.2 米国 Starfruit -M 0.4 Sapodilla -M	
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05	Codex Sunflower seed 米国 Sunflower seed	
ごまの種子		1			0.1 米国 Sunflower seed	
べにばなの種子		1				
綿実	0.05	0.05		0.05	Codex Cotton seed 米国 Cotton undelinted seed	
なたね		1			0.1 米国 Cotton undelinted seed 0.1 カナダ Rapeseed (canola)	
その他のオイルシード		1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm	
ぎんなん		1				
くり		1				
ペカン		1				
アーモンド	0.4	1			0.5* 米国 Almond	【米国】 <0.05~0.88(#)< (n=6)
くるみ	0.4	1			0.5* 米国 Walnut	【米国】 <0.05~0.13(#)< (n=6)
その他のナッツ類		1			1 豪州 Macademia nuts	
茶		0.1			0.1 EU Tea	
コーヒー豆	0.2	0.2		0.2	Codex Cacao beans	
カカオ豆	10	10	○	10	Codex Hops dry	
ホップ					20 米国 Hop dried cones	1.0, 0.6
その他のスパイス (種子を除く)	5	2	○		0.5 米国 Vegetable root and tuber	1.26(#), 1.66(#) (みかん果皮)
その他のハーブ	2	2	○・申		0.1 カナダ Mustard seeds	0.64(#), 0.35 (みょうが)
					8 米国 Herbs fresh -M	
牛の筋肉	0.02	0.2			0.05** カナダ Meat of cattle	カナダの基準値は 米国で実施された試験成績を 基に評価がされたものとされる。
豚の筋肉	0.02	0.2			0.05** カナダ Meat of hogs	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.2			0.05** カナダ Meat of goats, horses, sheep	
牛の脂肪	0.02	0.4			0.4 米国 Cattle fat	
豚の脂肪	0.02	0.5			0.05** カナダ Fat of cattle	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.4			0.4 米国 Hog fat	
牛の肝臓	0.1	0.3			0.05** カナダ Fat of hogs	
豚の肝臓	0.1	0.3			0.4 米国 Goat, Horse, Sheep fat	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.3			0.05** カナダ Fat of goats, horses, sheep	
牛の腎臓	0.3	0.3			0.4 米国 Cattle liver	
豚の腎臓	0.3	0.3			0.3** カナダ Liver of cattle	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3			0.4 米国 Hog liver	
牛の食用部分	0.02	0.2			0.3** カナダ Liver of hogs	
豚の食用部分	0.02	0.2			0.4 米国 Goat, Horse, Sheep liver	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.2			0.3** カナダ Liver of goats, horses, sheep	
乳		0.03			0.85** カナダ Kidney of cattle	
					0.4 米国 Hog kidney	
					0.85** カナダ Kidney of hogs	
					0.4 米国 Goat, Horse, Sheep kidney	
					0.85** カナダ Kidney of goats, horses, sheep	
					0.05** カナダ Meat byproducts of cattle	
					0.05** カナダ Meat byproducts of hogs	
					0.05* カナダ Meat byproducts of goats, horses, sheep	
					0.02 米国 Milk	
					0.01** カナダ Milk	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm	
鶏の筋肉	0.01	0.2			0.05** カナダ Meat of poultry	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.2			0.05** カナダ Meat of poultry	
鶏の脂肪	0.01	0.5			0.4 米国 Poultry fat	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.5			0.05** カナダ Fat of poultry 0.4 米国 Poultry fat	
鶏の肝臓	0.06	0.3			0.05** カナダ Fat of poultry 0.4 米国 Poultry liver	
その他の家きんの肝臓	0.06	0.3			0.3** カナダ Liver of poultry 0.4 米国 Poultry liver	
鶏の腎臓	0.2	0.3			0.3** カナダ Liver of poultry 0.4 米国 Poultry kidney	
その他の家きんの腎臓	0.2	0.3			0.7** カナダ Kidney of poultry 0.4 米国 Poultry kidney	
鶏の食用部分	0.01	0.2			0.7** カナダ Kidney of poultry 0.05** カナダ Meat byproducts of poultry	
その他の家きんの食用部分	0.01	0.2			0.05** カナダ Meat byproducts of poultry	
鶏の卵	0.01	0.05			0.05** カナダ Eggs	
その他の家きんの卵	0.01	0.05			0.05** カナダ Eggs	
乾燥させたその他のスパイス (種子に限る。)	5	5		5	Codex Spice seeds	

平成17年11月29日 厚生労働省公示第499号において設定された基準値については、網を付けて示した。

(#) これらの作物残留試験は、適用範囲内で行われていない。

外国基準値欄は、定量限界以外の基準値を記載している。「～M」と記載した食品は、メタラキシルMの基準値であることを示す。

○ 作物残留試験の分析対象

JMPR及びEUでは D-鏡像異性体のメタラキシルMを対象とし、米国及びカナダでは メタラキシル及びメタラキシルM並びにその代謝物をまとめて加水分解し、2,6-ジメチルアニリンを生成させ、その総量をメタラキシル又はメタラキシルMの残留値としている。豪州では ラセミ体のメタラキシルを分析対象としている。

*印は、基準値を設定する際に、米国又はカナダの基準を参照した箇所で、代謝物が含まれている。

* 農産物では、植物体内運命試験成績から、親化合物と2,6-DMAに変換されると推測される代謝物の合計に対する親化合物の推定最大割合の1/1.5≒0.7を換算係数として乗じ、一律基準を超える農産物について、下2桁目を切り上げて基準値を設定した。

** 畜産物では、親化合物と2,6-DMAに変換されると推測される代謝物の合計に対する 親化合物と代謝物Dの推定最大割合と推定される0.2～0.3の係数(家畜0.3、家きん0.2)をカナダの基準値に乘じ、一律基準を超える畜産物について、端数を切り上げて基準値を設定した。

答申(案)

メタラキシル及びメフェノキサム

食品名	残留基準値 (ppm)
米(玄米をいう。)	0.1
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類(注1)	0.05
大豆	0.05
小豆類	0.2
えんどう	0.2
らつかせい	0.1
その他の豆類(注2)	0.2
ばれいしよ	0.3
こんにやくいも	0.3
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.2
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	0.3
西洋わさび	0.2
はくさい	0.3
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.2
こまつな	1
きょうな	3
チンゲンサイ	2
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.7
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	2
たまねぎ	2
ねぎ(リーキを含む)	0.2
にんにく	0.5
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.2
その他のゆり科野菜(注4)	0.3
にんじん	0.05
パセリ	2
みつば	2
その他のせり科野菜(注5)	1
トマト	2
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜(注6)	1
きゅうり(ガーキンを含む)	1
かぼちや(スカッシュを含む)	0.2
すいか	0.2
メロン類果実	0.7
ほうれんそう	2
オクラ	1
しょうが	1
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜(注7)	3
みかん	0.2
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実(注8)	0.7
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ	0.2

※) 今回基準を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物においてはメタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物においてはメタラキシル及びメフェノキサム並びに2-[2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸をメタラキシル及びメフェノキサムの含量に換算したものの和をいうこと。

(注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

メタラキシル及びメフェノキサム (つづき)

食品名	残留基準値 (ppm)
もも	0.2
ネクタリン	0.2
あんず (アプリコットを含む)	0.2
すもも (プルーンを含む)	0.2
おうとう (チェリーを含む)	0.2
いちご	7
ラズベリー	0.2
ブラックベリー	0.2
ブルーベリー	2
その他のベリー類果実 (注9)	0.2
ぶどう	1
アボカド	0.2
パッションフルーツ	0.2
ひまわりの種子	0.05
綿実	0.05
アーモンド	0.4
くるみ	0.4
カカオ豆	0.2
ホップ	10
その他のスパイス (注10) (種子を除く。)	5
その他のハーブ (注11)	2
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (注12) の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 (注13)	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん (注14) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.06
その他の家きんの肝臓	0.06
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
乾燥させたその他のスパイス (種子に限る。)	5

(注9) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注13) 「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

(注14) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。